札幌市告示第 5049 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第６条第３項の規定により準用される同法第５条第３項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成３０年９月２７日

札幌市長　　秋元　克広

記

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　宮の沢ショッピングセンター

所在地　札幌市手稲区西宮の沢５条２丁目３１６番ほか

⑵　大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名　称　スバル興産株式会社

住　所　東京都渋谷区恵比寿１丁目 20 番８号

代表者　代表取締役社長　小坂井　康雄

名　称　太平洋セメント株式会社

住　所　東京都港区台場２丁目３番５号

代表者　代表取締役社長　不死原　正文

⑶　変更した事項

設置者の代表者

（変更前）太平洋セメント株式会社　代表取締役社長　福田　修二

スバル興産株式会社　代表取締役社長　鴨川　珠樹

（変更後）太平洋セメント株式会社　代表取締役社長　不死原　正文

スバル興産株式会社　代表取締役社長　小坂井　康雄

⑷　変更した年月日

太平洋セメント株式会社　　平成３０年４月１日

スバル興産株式会社　　平成２９年４月１日

⑸　変更した理由

設置者の代表者に変更があったため

２　届出年月日　平成３０年９月１８日

３　届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

札幌市役所本庁舎２階　市政刊行物コーナー

⑵　縦覧期間

平成３０年９月２７日～平成３１年１月２７日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前８時４５分～午後５時１５分(午後０時１５分～午後１時までを除く)

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成３１年１月２７日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。